

I. 中小企業向け設備投資減税の延長・拡充 等

1. 中小企業向け設備投資減税の延長・拡充

名称	改正内容	概要
中小企業経営強化税制	延長(2年間)・ 拡充	・取得価額の即時償却 or 10%税額控除 ・ 働き方改革に資する設備(休憩室、食堂の整備等)の対象化
中小企業投資促進税制	延長(2年間)	・機械装置、工具、ソフトウェア等に係る30%特別償却 or 7%税額控除
商業・サービス業等活性化税制	延長(2年間)	・器具備品、建物付属設備等に係る30%特別償却 or 7%税額控除 ※「売上高 or 営業利益が1年間で2%以上向上」が新たに要件化
事業継続力強化税制	創設(2年間)	・中小企業のBCP策定を促すため、 防災・減災に資する設備(機械装置、器具備品、建物付属設備)に係る20%特別償却措置を創設

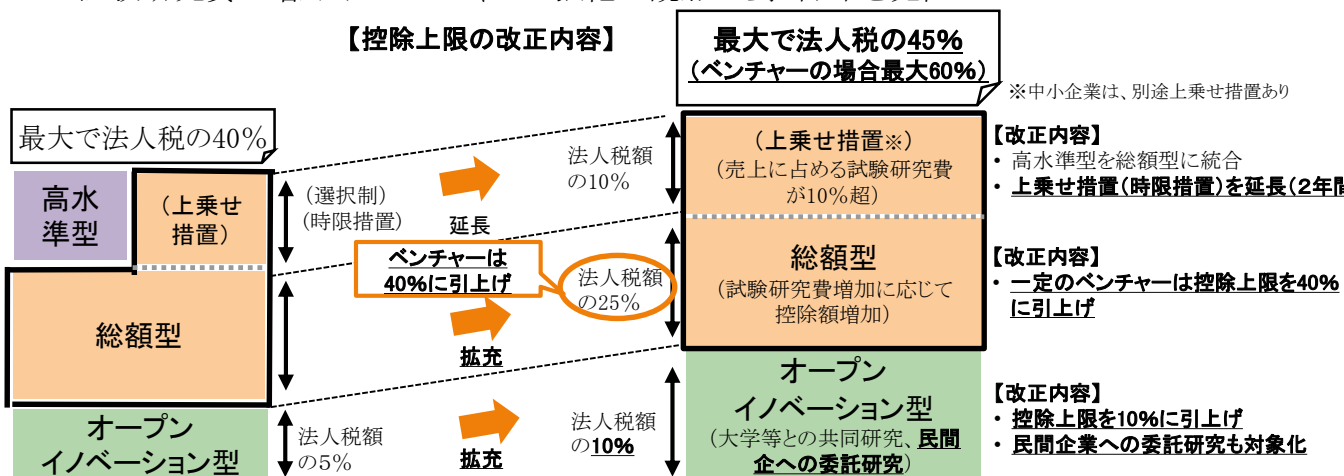


2. 中小法人の法人税率の軽減の延長(2年間)

- 所得800万円まで法人税率を19%から15%に軽減

3. 「研究開発税制」の延長(2年間)および拡充・重点化

- イノベーション強化の観点からベンチャー企業やオープンイノベーション型の控除上限を引上げ
- 試験研究費の増加インセンティブの強化の観点から控除率を見直し



4. 地域未来投資促進税制の延長(2年間)および拡充

- 都道府県への「地域経済牽引事業計画」の提出・認定で、機械装置、建物等の特別償却 or 税額控除

対象設備	特別償却	税額控除		対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%	➔ 拡充 (上乗せ要件の追加: 付加価値額増加率が8%以上)	機械装置・器具備品	40%	4%
建物・附属設備・構築物	20%	2%		上乗せ要件を満たす場合	50%	5%
				建物・附属設備・構築物	20%	2%

※特定非常災害により被害を受けた地区の場合、計画認定要件の緩和

II. 個人事業者の事業承継税制の創設

概要	個人事業者(青色申告事業者)の贈与・相続に係る 納税猶予制度(10年間の時限措置)
対象資産	事業用宅地(400㎡)、建物(800㎡)、機械装置、器具備品、車両船舶、構築物等
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・経営承継円滑化法に基づく認定、2019年から5年以内に承継計画の提出 ・担保提供、事業継続・資産保有に係る定期的な報告 ・事業を廃止した場合、猶予税額および利子税納付 ・経営悪化等で廃業する場合、廃業時点の資産額で贈与・相続税額を再計算し、承継時との差額を免除 ・小規模宅地特例と選択適用(併用不可)

(※)事業用の小規模宅地の特例の見直し

- ① 特定事業用宅地(貸付用を除く事業用の宅地)について、相続前3年以内に事業の用に供された宅地については、特例の対象から除外
- ② ただし、①に該当する宅地にあっても、当該宅地の上で事業の用に供されている建物が、宅地の価格の15%以上の場合、特例の適用対象とする

III. 消費税率引上げに伴う対応

1. 住宅ローン減税の控除期間の延長

- 2020年12月までに住宅を購入した場合、所得税・住民税控除期間を10年から**13年に延長**

2. 自動車の保有に係る税負担の軽減

- 2019年10月1日以降に取得した自動車について**排気量に応じて「自動車税(地方税)」を引下げ**
- 地方財源確保の観点から**エコカー減税等の対象の重点化・基準の見直し** 等

3. 「消費税率の引上げに伴う価格設定について(ガイドライン)」の策定・公表(11/28)

- 消費税率引上げに伴う駆け込み需要・反動減を平準化するため、価格設定についての考え方や国の支援策についてとりまとめたもの。

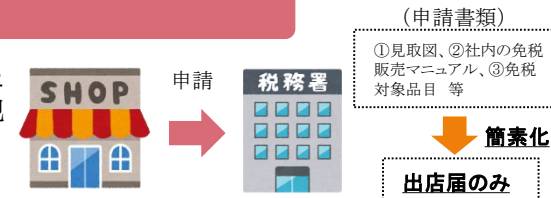
(要旨)

- ・「消費税還元セール」は引き続き禁止であるが、「10月1日以降〇%値下げ」等の宣伝・広告自体を規制するものではない
- ・ポイント還元等の支援により、中小小売店は、税率引上げ前後に柔軟に価格設定が可能に
- ・転嫁対策特別措置法に基づき、下請取引等に対する厳格な監視や周知を引き続き実施
- ・特例措置である税抜価格表示の継続(2021年3月末まで)
- ・税率引上げ前に需要に応じて値上げを行うことは便乗値上げに当たらない

IV. 地域活性化に資する税制措置

1. 外国人旅行者向け消費税免税制度の簡素化

- 既に消費税免税店の許可を受けている事業者が、地域のお祭りや商店街のイベント等で、新たな免税店を出店する場合の手続きを簡素化



V. 国際課税

1. 多国籍企業の租税回避への対応(通常の経済活動を行う中小企業への影響には配慮)

- 過大支払利子税制の見直し(対象利子の見直し(国内金融機関への支払利子は引き続き除外)等)
- 移転価格税制の見直し(特許等を海外子会社等へ移転させる際にDCF法による価格算定を導入等)

商工会議所による国会議員への働きかけ

- 要望実現に向け、全国商工会議所と連携し、国会議員への要望活動を展開

日商役員による陳情	全国商工会議所による陳情
73回	170回(150人)

